



古河市不妊治療助成金交付事業のご案内

令和6年4月より、不妊治療に取り組む夫婦を応援するため、保険適用外の治療・検査に対する助成を行います。

◆対象となる治療

国が承認する医療機関において行われた不妊治療であり、医師が必要と認めた治療および検査のうち、医療保険適用外であるもの ※令和6年4月1日以降の治療・検査が対象になります。

◆対象者(全てに該当する方)

- ・夫婦（事実婚を含む）のいずれかが、不妊治療日から遡って1年以上、市内に住所を有していること
- ・治療日において、妻の年齢が43歳未満であること
- ・保険適用外の不妊治療・検査を受けていること
- ・市税の滞納がないこと
- ・申請する治療・検査について、他の地方公共団体から助成を受けていないこと

◆助成金額

申請金額に関わらず、一律 **30,000 円** ※1夫婦につき、年度に1回を助成

◆申請できる期間

治療日の属する年度内に申請してください。年度内に申請ができない場合は、必ずご連絡ください。

◆申請方法・必要書類

次の書類を、子育て包括支援課に提出ください。様式は子育て包括支援課窓口にて配布または市のホームページからダウンロードできます。

- (1) 不妊治療助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 領収書・診療報酬明細書（コピーを提出する場合は、原本もご持参ください）
- (3) 市税に滞納がないことを証明する書類
- (4) 申請者及びその配偶者の住所を証する書類
- (5) 申請者及びその配偶者の婚姻関係を証する書類又は事実婚等に関する申立書（様式第2号）
- (6) 振込先の通帳の写し等口座情報が分かるもの

※ (3)(4)は、公簿により確認できる場合は、書類の添付を省略することができます。

※ 申請欄等に、自署または記名捺印が必要となります。必要時は印鑑を持参ください。

◆問い合わせ先・申請先

古河市子育て包括支援課（古河市新久田 271-1 古河福祉の森会館内）

電話 0280-48-6881（平日 8:30~17:15）

★様式等はこちらからダウンロード

